

番号	1-2-2		表題	下水道処理施設の再構築等に係る建築基準法の手続を円滑に進めるための支援	
内 容	<p>建築工事が完了した際、建築基準法に基づく完了検査を受ける必要がある。完了検査とは、同法への適合を検査するもので、適合が認められた場合、検査済証が交付され、施設の使用が可能となる。下水道処理施設の営繕業務では設計と工事を別々の部署が所管しており、完了検査の手続及び受検は工事部署が担当している。下水道施設は、一般の建築物と性質が異なり、下水道施設の維持管理知識と建築の専門知識が必要であり、検査時の質疑に対しての説明が難しい。また、検査時期が施設稼働間際になる場合、検査時の質疑に対して迅速かつ的確に、書類の作成や手直しを進めなくてはならないため、建築に精通している職員が、設計部署と工事部署と連携し対応することが重要となる。検査前に、変更の有無及び計画変更等の手続状況を確認した。事前検査では、是正対応に時間を要するものについて重点を置いた。また、現地の状況を把握した上で、計画通知の内容と現場に相違がある場合、変更計画通知又は軽微な変更届の書類作成が必要となるため、事前に特定行政庁と協議の上、適切に対応した。センターやポンプ所等の施設工事中における現場での課題、計画通知等の審査協議及び変更手続の処理等、日頃から設計部署と工事部署で情報共有し、課題を後回しにしないよう業務を進めた。</p>				
キーワード	再構築、建築基準法、変更計画				
処理区名	—	位置区分	—		
職種区分	建築		施策区分	再構築	
状態区分			新規性	新規知見あり	
実施年度	令和5年度		全体期間	令和6年度	
担当部署	計画調整部 土木設計課				
発 表	局内	令和6年度設計・工事事例発表会（カワセミ）			
履 歴	局外				
調査方法	直営調査				
関連情報					